

# 下諏訪町森林経営管理制度実施方針

## 1 趣旨

下諏訪町森林経営管理制度実施方針は、下諏訪町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう下諏訪町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものです。

## 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

### (1) 現況と課題

下諏訪町の森林面積は5,647haで、町の総面積の84.4%を占めており、森林資源に恵まれております。そのうち民有林の面積は4,016haで、カラマツを主体とした人工林は2,317haあり、人工林率が58%で長野県平均を上回っています。また、民有林の多くは立木の標準伐期を迎え、木材資源として利用できる状況になっています。

一部の地区では、里山整備委員会より依頼を受けた森林組合等の林業事業体が森林経営計画を策定され、収穫可能な最終間伐が進み、一部では間伐材の搬出も行われています。今後も、森林経営計画の策定森林を増やす計画となっています。

しかし、全町をみるとまだまだ森林整備が遅れている民有林が多くみられます。その要因は、個人民有林の所有規模が小さく散在していることや所有者の高齢化による森林の所在地の確認や継承ができないため、森林の手入れができないということが考えられます。今後は、所有者の意向を確認の上、町や林業事業体を中心とした施業の集約化等による間伐推進及び路網整備の取り組みが必要になってきます。

さらに、近年の異常気象による大きな土砂災害等が起こっています。町のハザードマップの土砂災害警戒区域でも、森林整備が遅れている地域があります。町民が安心して暮らせるよう、早急に災害に強い森林づくりを実施して行かなければなりません。

令和2年度時点で10年以上間伐等の施業のない民有林の人工林は1,026haあり、そのうち所有者自らが管理する森林503ha（公有林・団体有林・経営計画対象森林等を除く森林）が間伐等の整備が必要な状態にあります。

### (2) 基本的な考え方

下諏訪町では、林業経営に適した森林（生産林）については林業事業体に森林経営計画の樹立を促し、また、林業経営に適さない森林（環境林）については町が所有者の委託を受け経営管理を行い整備に努め、林業経営の効率化と森林管理の適正化の促進を図ります。

また、所有者への意向調査と並行して、森林の適切な経営管理に欠かせない所有境界の明確化について、地籍調査作業に努めます。

### 3 森林所有者意向調査について

#### (1) 対象森林の考え方

##### ア 経営森林として除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林
  - 2 林班
  - 3 林班
  - 5 0 林班
  - 5 1 林班
- ・ 森林経営計画樹立候補森林
  - 4 林班
  - 5 林班
- ・ 公有林（県・町・財産区有林）
- ・ 集落・団体有林
- ・ 会社・寺社有林
- ・ 保安林（治山事業の整備計画のある森林を含む）
- ・ 森林と水特別対策事業施業森林

##### イ 対象森林の絞り込み

- ・ 間伐の行われていない又は10年以上間伐等の森林整備がされていない森林を抽出します。
- ・ 抽出した森林について意向調査を実施する区域とします。
- ・ 抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加します。

##### ウ その他対象森林への追加

- ・ 森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加します。

#### (2) 対象森林面積等

- ・ 対象森林の面積及び森林資源  
対象森林面積は、502.6ha（林班毎の詳細は別紙2のとおり）  
森林資源構成表は、別紙1のとおり。
- ・ 対象森林の位置は、別紙図面のとおり。

#### (3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・ 意向調査は令和3年度から開始とします。
- ・ 意向調査は別紙2-2の計画のとおりとします。
- ・ 調査方法は郵送を基本としますが、町民にあっては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討します。
- ・ 意向調査の回収は郵送を基本としますが、町民にあっては直接回収も検討します。

#### 4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・町は意向調査に基づき森林の管理方針を決定します。
- ・対象森林は、町による主体的な整備を進めることを基本とします。
- ・地籍調査の結果に基づき森林境界を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとします。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する林業事業体に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとします。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討します。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとしますが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある不良木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとします。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととします。

#### 5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をします。

#### 6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民等が閲覧できるものとします。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努めます。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始しますが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討します。また、諏訪地域の市町村との情報の共有を行い、その他連携して進める事項の検討を進めます。